

令和3年度千葉市公務災害補償等認定委員会議事要旨

- 1 日 時： 令和4年1月13日（木） 午後7時00分～午後9時00分
- 2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター8階 特別会議室「若潮」
- 3 出席者：（委員） 小出副委員長、山内委員、高田委員、柿田委員
（事務局） 古川課長、久保補佐、服部主任主事、靱井主任主事、平野係長（消防局）
- 4 議 題
（1） 千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第3条第3項の規定に基づく諮問について（公務災害5件、通勤災害5件）
- 5 議事の概要
 - ・ 議題に先立ち、千葉市公務災害補償等認定委員会委員長選任の件について事務局から提案し、新たに小出副委員長を委員長とすることで参加者全員の了承を得た。
 - ・ 以下の事案に対し諮問を受け、それぞれに対して次のとおり答申を行った。

【公務災害5件】

（事案1）
「公務遂行中に発生した災害であり、かつ専門的な意見等から、公務上の災害と認められる。なお、本事案の急性腰痛症の傷病については、「急性症状に限って」公務上の災害と認められる。」と決定した。

（事案2）
「職務の遂行に通常伴う合理的行為中の災害であり、かつ公務起因性も認められるので、公務上の災害であると認められる。」と決定した。

（事案7）
「公務遂行中に発生した災害であり、かつ公務起因性が認められるので、公務上の災害であると認められる。」と決定した。

（事案8）
「出張中に発生した災害であり、公務上の災害であると認められる。」と決定した。

（事案9）
「職務遂行に必要な準備行為中に発生した災害であり、かつ公務起因性が認められるので、公務上の災害であると認められる。」と決定した。

【通勤災害5件】

（事案3）
「逸脱中断後に発生した災害であり、条例で定める通勤による災害とは認められず、通勤災害非該当の災害と認められる。」と決定した。

（事案4・5・6・10）
「勤務のための合理的方法及び経路で発生した災害なので、通勤途上の災害であると認められる」と決定した。

お問合わせ先 千葉市総務局総務部人材育成課
TEL 043（245）5038
FAX 043（245）5655